

◆『法人税法入門講義』 Training 解答用紙

1-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ		シ	
ス		セ		ソ			

2-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

2-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
	小 計	
減		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

別表一

区 分	金 額	備 考
所得金額	円	千円未満切捨て
法人税額		(1) 年 800 万円以下の所得金額に対する税額  (2) 年 800 万円を超える所得金額に対する税額  (3) 税額計 (1) + (2) =
差引法人税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		百円未満切捨て
中間申告分の法人税額		
納付すべき法人税額		

3-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

4-1

ア		イ	
---	--	---	--

4-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
算	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

交際費等の 損金不算入 額	(1) 支出交際費等の額	
	① 飲食費	
	② その他	
	③ 合計 ① + ② =	
	(2) 定額控除限度額	∴
	(3) 損金算入限度額	∴
	(4) 損金不算入額 (1) - (3) =	

5-1

ア		イ	
---	--	---	--

5-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算	小 計	
減 算	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

寄附金の損 金不算入額	<p>(1) 支出寄附金の額</p> <p>① 指定寄附金等</p> <p>② 特定公益増進法人に対する寄附金</p> <p>③ その他の寄附金</p> <p>④ 合計</p> <p style="padding-left: 2em;">① + ② + ③ =</p> <p>(2) 寄附金支出前所得金額</p> <p>(3) 損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額</p> <p>② 所得基準額</p> <p>③ 損金算入限度額</p> <p>(4) 特別損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額</p> <p>② 所得基準額</p> <p>③ 特別損金算入限度額</p> <p>(5) 損金不算入額</p>
----------------	--

6-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ			

6-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

同族会社の 判定	(1) 上位3株主グループ 第1グループ： 第2グループ： 第3グループ： 合計 (2) 同族会社の判定  ∴													
役員給与の 損金不算入 額	(1) 役員の評定 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>50%超基準</th> <th>10%超基準</th> <th>5%超基準</th> <th>役員の評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 役員給与の損金不算入額					50%超基準	10%超基準	5%超基準	役員の評定					
	50%超基準	10%超基準	5%超基準	役員の評定										

別表一

区 分	金 額	備 考
所得金額	円	
法人税額		
差引法人税額		
課税留保金額		
同上に対する税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		
納付すべき法人税額		

納付すべき税額の計算過程

法人税額	
課税留保金額に対する税額	(1) 留保金課税の判定 第1グループ：  ∴ (2) 課税留保金額  (3) 特別税額 ① 年 3,000 万円以下相当額  ② 年 3,000 万円超 1 億円以下相当額  ③ ① + ② =

7-1

ア		イ	
---	--	---	--

7-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加  算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

## 8-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

## 8-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

受取配当等の益金不算入額	(1) 受取配当等の額 ① 関連法人株式等 ② 非支配目的株式等  (2) 控除負債利子の額（関連法人株式等に係るもの）  (3) 益金不算入額
法人税額から控除される所得税額	(1) 株式・出資 ① 個別法 イ. A 株式  ロ. B 株式  ハ. 合計 イ + ロ = ② 簡便法 イ. A 株式

	ロ. B 株式  ハ. 合計 イ + ロ =  ③ (2) その他  (3) 合計 (1) + (2) =
--	--

別表一

区 分	金 額	備 考
所得金額	円	
法人税額		
差引法人税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		
納付すべき法人税額		

納付すべき税額の計算過程

税率適用区分	(1) 年 800 万円以下  (2) 年 800 万円超  (3) 合計 (1) + (2) =
--------	--

9-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--



9-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

A 社株式計 上もれ	(1) A 社株式の税務上の帳簿価額 ① 7月11日取得時点の単価  ② 12月8日取得時点の単価  ③ 期末の税務上の帳簿価額  (2) A 社株式の会社計上の帳簿価額  (3) A 社株式計上もれ (1) - (2) =
B 社株式計 上もれ	(1) B 社株式の税務上の帳簿価額  (2) B 社株式の会社計上の帳簿価額  (3) B 社株式計上もれ (1) - (2) =

10-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

## 10-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

商品計上も れ	(1) 商品の税務上の期末帳簿価額  (2) 商品の会社計上の期末帳簿価額  (3) 商品計上もれ  (1) - (2) =
------------	--

## 11-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	

## 11-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

減価償却	(1) 建物 ① 償却限度額  ② 償却超過額  (2) 車両 ① 償却限度額  ② 認容額  ∴  (3) 備品 ① 償却限度額  ② 償却超過額
------	---

12-1

ア		イ	
---	--	---	--

12-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

国庫補助金 の圧縮記帳	(1) 圧縮限度額	∴
	(2) 圧縮超過額	
	(3) 償却限度額	
	(4) 償却超過額	

12-3

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

保険差益の 圧縮記帳	(1) 滅失等により支出した経費の額	∴
	(2) 改訂保険金等の額	
	(3) 保険差益の額	
	(4) 圧縮限度額	
	(5) 圧縮超過額	
	(6) 償却限度額	
	(7) 償却超過額	



所得金額の計算過程

会館建設負担金	(1) 会社計上償却費  (2) 償却限度額  (3) 償却超過額  (1) - (2) =
---------	--

14-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

14-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算	小 計	
	小 計	
減 算	小 計	
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

貸倒引当金	1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 (1) 繰入限度額  (2) 繰入超過額  2. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金 (1) 繰入限度額 ① 期末一括評価金銭債権の額  ② 実質的に債権とみられないものの額 (イ) 原則法 A. 債権の額  B. 債務の額
-------	--

	<p>C. 判定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>(ロ) 簡便法</p> <p>(ハ) 判定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>③ 実績繰入率</p> <p>④ 法定繰入率</p> <p>⑤ 繰入限度額</p> <p>(イ) 実績繰入率による繰入限度額</p> <p>(ロ) 法定繰入率による繰入限度額</p> <p>(ハ) 判定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>(2) 繰入超過額</p>
--	---

**15-1**

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ					

15-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

受贈益計上も れ	広告宣伝用資産の経済的利益の額
欠損金の当期 控除額	欠損金の当期控除額 ∴

補-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	